２０２６年１１月２４日
ジェイコム少額短期保険株式会社

災害救助法適用地域の特別お取り扱いについて

この度の「令和８年 11 月 20 日からの大雪に係る災害」により被害を受けられました皆さまに、心からお見舞い申し上げます。

弊社では、災害救助法が適用された地域で被災されたご契約者からお申し出があれば、次のような特別のお取り扱いをいたします。

1. このたびの災害の影響により保険料のお払い込みが困難な場合、法適用日から最長２か月後の末日（２０２７年１月３１日）までを限度に払込猶予期間を設け延長いたします。
   ※口座振替・クレジットカードによるお支払いをご指定のお客さまの場合、お客さまの申し出日によっては、口座引き落としが行われる場合がございます。

2. 保険金の請求手続きについて、お手続きに必要な書類を一部省略するなど、通常の場合よりも簡便かつ迅速なお取り扱いをいたします。

適用都道府県	適用市町村	法適用日
福島県	耶麻郡北塩原村 耶麻郡猪苗代町	11 月 20 日

<u>お客さまからのお問合せ窓口</u>
コールセンター
フリーコール：０１２０－０８８－８３０
受付時間：午前９時～午後６時（年末年始はお休みをいただいております）